

令和6年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称		宝塚市立地域利用施設 雲雀丘倶楽部			
所在地		宝塚市雲雀丘1丁目1番1号			
指定管理者	団体名	公の施設のよりよい管理運営をめざす市民の会・宝塚	指定期間	開始日	令和3年4月1日
	所在地	宝塚市雲雀丘3丁目13番21号		終了日	令和8年3月31日
選定方法		非公募	評価実施年		指定期間5年のうち3年目
施設設置目的		地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動等を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資するため。			
主な実施事業		会館管理運営事業			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a	利用回数	回	-	809	-	1,473	-	1,528	-	1,460
b	稼働率	%	-	19.4	-	24.4	-	23.7	-	22.9
c										
d										
e										

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区 分		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
収入計		A 4,223	5,324	5,518	5,362
	指定管理料	1,750	1,080	1,037	1,037
	利用料収入	C 2,458	4,228	4,405	4,298
	自主事業収入	0	0	0	0
	その他	15	16	76	27
支出計		B 4,396	5,245	5,650	5,644
	指定事業費	4,396	5,245	5,650	5,644
	内、人件費	D 2,597	3,451	3,968	3,940
	内、再委託料	E 900	943	823	857
	自主事業費	0	0	0	0
事業収支		A-B (173)	79	(132)	(282)
利用料金比率		C/A 58.2 %	79.4 %	79.8 %	80.2 %
人件費率		D/B 59.1 %	65.8 %	70.2 %	69.8 %
再委託費比率		E/B 20.5 %	18.0 %	14.6 %	15.2 %

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明	
------	--

4 評価

注) 自己評価・・・指定管理者 所管評価・・・施設所管課

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

① サービスの履行の確認	法例に基づいた点検、報告の実施、個人情報への配慮、保守点検、清掃等の日常業務、緊急・災害時の市への円滑な連絡と協力等、業務の実施状況についての評価を行う。	A	A
② サービスの質の評価	事故防止、安全確保、環境への配慮、利用者に対する接遇、苦情処理への適切な対応等、利用者に提供するサービスの質の水準を評価する。	A	A
③ サービスの安定性の評価	専用の口座、帳簿等を備え、収支計画に沿って適切に経理、予算決算処理がなされているか評価を行う。	A	A
指定管理者所見 (成果、課題等)	●成果 ①常に市への迅速かつ円滑な連絡を実行した。また、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ館内および敷地スペースの丁寧な清掃を行うとともに、日々、設備・備品の安全点検に努めた。②マイク、オーディオ設備について経年劣化に対する修繕等の対応が進められ、利用者に対するサービスが向上した。③物価および最低賃金の高騰による雇用者賃金の増加の影響を受け赤字決算となったので、当会から補填金を投入し、最終会計処理を行った。 ●課題 ①カスタマーハラスメント(カスハラ)が社会問題化し、社会企業に従業員保護の為の対策を義務化する法改正がされようとしている。当館もこのような問題を抱えており、今後の法改正にどのように対応するかが課題となっている。		
施設所管課所見 (成果、課題等)	会館運営においては、施設目的に沿って適切かつ効率的な管理運営が行われている。コロナ禍の影響は減少しつつあるが、利用回数、稼働率は以前の水準に戻らず、経営は厳しい状況にある。会館利用者数の回復、利用料の増収については課題と考える。 施設管理・運営においては、危機管理意識が高く、老朽化する設備・備品を適切に維持しながら、利用者の安全性の確保に努められている。 また、平成31年4月に行った施設の利用許可取り消しに対し、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく取り消したとの判決が下った。既に対策も行われているが、今後とも市と連携し、再発防止に努めていただきたい。		
前年評価	A	総合評価	A

※評価区分

評価基準:	A (優良)	= 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準よりも優れている。
	B (良好)	= 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C (要改善)	= 協定書、仕様書等に定める要求水準を満足していない。
総合評価:	A (優良)	= 自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、かつAが4つ以上ある。
	B (良好)	= 優良、要改善以外の評価
	C (要改善)	= 自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。